

パブリックコメント 南相馬市指定管理者制度導入計画（第3版）（素案）の概要

1 策定の趣旨

「南相馬市指定管理者制度導入計画」については、平成26年3月に見直しを行い「南相馬市して管理者導入計画（第2版）」（以下、「第2版」という。）を平成26年度～平成30年度までの5年間の計画として策定しました。

第2版の計画期間において、積極的に制度導入の取組みにより42の公の施設において制度を導入し、住民サービスの向上と経費の縮減を一定の成果を上げてきました。

今回策定する計画については、第2版の計画終期を迎えるため、改めて市内の公の施設のあるべき管理形態を検討しなおし、引き続き公の施設における更なる住民サービスの向上及び経費の縮減に努めるため、今後5年間の指定管理者導入計画を策定するものである。

2 策定までの過程

- ・各施設主管課による「公の施設」概要調書の作成（6月～7月）
- ・「公の施設」概要調書に基づく各課ヒアリング（9月～10月）
- ・指定管理者制度導入計画（素案）の作成（11月～12月）
- ・パブリックコメント手続き（1月）
- ・各区地域協議会への報告（1月予定）
- ・企画調整会議・庁議への付議、計画の決定（2月予定）
- ・市議会への報告（3月予定）
- ・計画期間の開始（4月予定）

3 計画のポイント

旧計画の考え方を踏襲し、現在直営管理をしている施設を、

①指定管理者制度を導入する施設（41施設）

②今後も直営管理を行う施設（117施設）

③当面直営とするが、民営化などを検討する施設（1施設）の3種類に分類。

また、復興事業などによる新たな施設の建設が想定されるため、

④新たに整備する施設について、記載。

なお、震災により大きな被害を受けた施設や、周辺環境の放射線量が高い施設については、今後の住民帰還の状況や除染の推進による放射線量の低減状況などにより、**今後施設のあり方について検討を行っていく施設**とした。

4 計画期間

平成31年度～平成35年度の5年間

5 意見の提出方法

意見提出の書式は自由です。

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、提出は窓口へ持参するか郵便またはファクス、電子メールなどで提出してください。（法人又は団体の場合は、名称、所在地及び代表者を明記してください。）

6 意見の提出期限

平成31年1月4日（金曜日）～平成31年1月24日（木曜日）

7 公表場所（閉庁日、休館日を除く）

企画課、市民課総合案内窓口、小高区市民福祉課、鹿島区市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

8 担当課

復興企画部企画課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

電話：0244-24-5358 FAX：0244-23-2511

e-mail：kikaku@city.minamisoma.lg.jp